

目次

第 1 章 一般基準（第 1 条～第 3 条の 2）

第 2 章 個別基準（第 4 条～第 30 条）

附則

第 1 章 一般基準

（地上物件の占用場所）

第 1 条 地上物件の占用の場所については、第 2 章その他別に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

（1） 占用物件の地面に接する部分の位置は、のり面若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行者道を含む。以下同じ。）の車道（自転車道を含む。以下同じ。）寄りとする事。ただし、占用物件の種類又は道路の構造から見て、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分又は側溝上とすることができる。

（2） 歩道の車道寄りの路面に接して占用物件を設ける場合は、当該物件の路面からの高さ（以下本号において「物件高さ」という。）に応じて、次に掲げる余地を歩道部分に確保すること。ただし、占用物件の種類又は道路の構造等により、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

ア 物件高さが 2.5 メートル未満の部分については、路端から 1.5 メートル以上

イ 物件高さが 4.5 メートル未満の部分については、車道から 0.25 メートル

（3） 地面（のり敷、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下本号において同じ。）に接しないで設けられる占用物件の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分の最下部と路面との距離は、車道にあつては 4.5 メートル以上、歩道にあつては 2.5 メートル以上とすること。ただし、路端に近接して存する既設物への添加により設置する場合にあつては、当該既設物の道路中央側の先端を超えない範囲内に限り、2.5 メートル以上で通行上支障のない高さとすることができる。

2 次の各号に掲げる場所には、路面に接して占用物件を設けてはならない。ただし、占用物件の種類又は道路の構造等により、これにより難いと認められるときはこの限りでない。

（1） 歩道及びのり敷を有しない道路で、幅員が 6 メートル未満の場所

（2） 横断歩道、橋、トンネル内、高架の道路（横断歩道橋を含む。）、踏切道及び勾配の急な坂

(3) 次の場所又は施設の前後それぞれ5メートル以内の部分

- ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
- イ 横断歩道
- ウ 横断歩道橋の登り口
- エ 地下通路の出入口
- オ 消火栓
- カ 火災報知機
- キ 道路標識

(4) 次の場所又は施設の前後それぞれ10メートル以内の部分

- ア 橋
- イ トンネル
- ウ 踏切道
- エ バス停留所標識
- オ 信号機

(横断)

第2条 道路を横断して占用物件を設ける場合の当該占用物件の位置は、道路の境界線に対して90度の角度を保つようにしなければならない。ただし、占用物件の種類又は道路の構造等により、これにより難いと認められるときは、30度の範囲内で角度を変更することができる。

(地上物件の構造)

第3条 地上に設けられる占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 意匠、色彩等は、信号機及び道路標識の効用を妨げ、又は美観風致を害するおそれのないものであること。
- (2) 占用物件には、占用者名を表示すること。ただし、占用物件の性格上、占用者名を判別できるときはこの限りでない。
- (3) 占用者名の表示板又は表示部分の大きさは、第7条第2号の場合を除き、その都度定める。
- (4) 寄贈者名の表示は認めない。ただし、寄贈者が公益社団法人、公益財団法人又はこれに類する団体で、特にやむを得ないと認められるとき、又は次条の規定によるときはこの限りでない。

(広告物の取扱い)

第3条の2 広告物(第7条の2、第24条及び第24条の2に規定するものを除く。)による占用については、次のいずれかに該当する場合を除き、認めない。

- (1) バス利用者の利便の向上に要する費用への充当を目的として、バス停留所標識又はバス停留所上屋に添加する広告物

- (2) 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物
- (3) 行政財産の維持管理費への充当を目的とする等、行政財産の効率的利用に資すると認められる広告物

第2章 個別基準

(電柱及び信号柱)

第4条 信号柱及び道路法（以下「法」という。）第36条に規定する電柱による占用については、第1条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、道路の構造又は配線の都合等により、これにより難いと認められるときはこの限りでない。

- (1) 第1条第1項第2号の規定にかかわらず、路端から1.3メートル以上、車道から0.25メートルの余地を確保することにより、当該歩道の車道寄りに設けることができる。
- (2) 同一側における申請人の異なる電柱は、共架柱として設けること。
- (3) 歩道及びのり敷を有しない道路で、幅員が8メートル未満のものにおいては、電柱は同一側に設けること。

(地上電線)

第5条 地上に設けられる電線による占用については、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 路面との距離が、5メートル以上で、かつ街路樹の支障とならない高さであること。ただし、歩道においては、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造、交通又は街路樹に支障を及ぼすおそれの少ないときには、3メートル以上とすることができる。
- (2) 街路樹、街灯、標識その他これらに類する施設に架設しないこと。ただし、街灯のための電線を街灯に架設するときはこの限りでない。
- (3) 法第36条に規定する電線以外のものについては、道路を横断して架設しないこと。ただし、配線の都合上これにより難いと認められるときはこの限りでない。

(電飾照明具)

第5条の2 電飾照明具による占用については、第3条第1号の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、商店街又は本市が協賛若しくは後援するイベントの実施団体において設けるものであること。
- (2) 地域の活性化又は商業振興を目的としたものであること。
- (3) 設置方法は、電飾照明具を直接設置する方法又は専用メッセージワイヤーに電飾照明具を添加する方法のいずれかとする。

- (4) 設置期間は、電飾照明具の設置、撤去に要する期間を除き、1年を通じて1箇月以内とする。ただし、地域の活性化に資するものと認められるものについては、この限りでない。
- (5) 電飾照明具の設置対象施設は、街路樹とする。ただし、設置方法により、やむを得ない場合には、その一部を街灯（占用物件であるものに限る。）へ添加することができる。
- (6) 光源は、白熱灯（2ワット以下）、光ファイバー又は発光ダイオード（いずれも点光源に限る。）とし、点滅しないものであること。ただし、交通に支障を及ぼさない場合は、この限りでない。
- (7) 取付けは、街路樹にできるだけ負荷の掛からない方法で確実にいき、器具の色、設置方法については、昼間の景観も考慮したものとすること。
- (8) 地上に電線を設ける場合は、車道を横断しないこと。
- (9) 広告的な表示又は効果を有するものでないこと。

（公衆電話所及び郵便差出箱）

第6条 公衆電話所及び郵便差出箱による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道及びのり敷を有しない道路の路端寄りに設ける場合は、道路幅員が8メートル以上なければならない。ただし、公益上やむを得ないと認められるときはこの限りでない。
- (2) 長軸は、道路の境界線と平行にすること。

（街灯）

第7条 街灯による占用については、第1条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、町内会その他これらに準ずる団体が、道路の照明のために設けるものであること。
- (2) 商店会がその出入口に設置する街灯に限り、縦又は横の長さが0.9メートル以下又は0.3メートル以下、厚さが0.2メートル以下の占用者名の表示板を1柱につき1個設置することができる。
- (3) 灯具、腕又は占用者名の表示板の出幅は、灯柱の中心から1.5メートル以下とすること。
- (4) 灯柱は、金属製とすること。
- (5) 灯柱の直径は、0.2メートル以下とすること。
- (6) 灯柱の設置間隔は、20メートル以上とし、対側の他の占用物件との距離は、8メートル以上とすること。ただし、道路の構造等により、これにより難いと認められるときはこの限りでない。
- (7) 灯具の大きさ及び形状は、第1号の目的を満たすのに適当なものであること。

- (8) 灯具に占有者名、意匠等を添加又は表示しないこと。
- (9) 照明は、点滅したり、過度のまばゆさを感じさせるものでないこと。
- (10) 電灯の配線は、地下に埋設すること。ただし、工事の実施上これにより難いと認められるときはこの限りでない。

(ぼんぼり)

第7条の2 ぼんぼりによる占有については、第1条、第3条並びに前条第1号、第5号、第7号及び第9号の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占有者名の表示は、灯柱に行うこと。
- (2) 灯具に文字の表示及び広告の添加はしないこと。ただし、伝統的な行事又は地域振興、まちづくりに資する催事、その他慣例的に行われている行事（次号において「行事等」という。）については、この限りでない。
- (3) 前号による文字の表示及び広告の添加は、行事等に必要な期間に限ること。

(灰皿及びくずかご)

第8条 灰皿及びくずかご（以下「灰皿等」という。）による占有については、第1条（第1項第3号を除く。）及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体又はこれに準ずる団体が設けるもので、当該団体が容器等を常に点検し、破損又は汚損等に対し適切な措置が採れ、都市の美観、衛生を損わないよう十分に維持管理ができること。
- (2) 設置の際には、灰皿の周囲に仕切りを設けるなどして、排煙が通行者に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 灰皿等の直径又は一辺の長さは0.6メートル以下、高さは1.1メートル以下とすること。ただし、公益上これにより難いと認められるときはこの限りでない。
- (4) 灰皿等は、容易に移動又は転倒しないものであること。
- (5) 灰皿等には、管理者名及び連絡先を表示すること。

(ベンチ)

第9条 ベンチによる占有については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、町内会、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「バス事業者」という。）又は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者の団体（以下「タクシー事業者団体」という。）その他これらに準ずる団体が設けるものであること。
- (2) のり敷又は歩道の車道寄り若しくは道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所に設けること。

(3) 長さは3メートル以下、幅は0.5メートル以下とすること。ただし、道路管理上支障がない場合は、この限りでない。

(4) 地面に固定すること。ただし、容易に移動することができないもの場合は、この限りでない。

(上屋)

第10条 バス停留所又はタクシー乗場の上屋による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) バス事業者又はタクシー事業者団体が設けるものであること。

(2) 複数のバス事業者が重複している停留所では、共用とすること。

(3) のり敷又は2.5メートル以上の幅員を有する歩道に設けること。

(4) 支柱を歩道に設けるときには、車道寄りとすること。ただし、これにより難いと認められるときは、次の位置に設けることができる。

ア 歩道幅員が部分的に路端側へ拡張した道路形状であるときは、当該拡張した路端寄りの部分

イ 構造上やむを得ないと認められるときは、歩道の有効幅員を3.5メートル以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては4メートル以上）確保できる位置

(5) 車道に突き出さないこと。

(6) 上屋の高さは、路面から2.5メートル以上かつ3.5メートル以下とすること。

(7) 幅は2メートル以下、長さは12メートル以下とすること。ただし、のり敷又は5メートル以上の幅員を有する歩道にあっては、この限りでない。

(8) 主要構造部は金属製とし、屋根には不燃材料を用いること。

(9) 他の建築物又は工作物に接続させないこと。

(10) 支柱は、地面に固定すること。

(掲示板)

第11条 掲示板による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 国、地方公共団体、商店会又は町内会その他これらに準ずる団体が広報、案内その他の公共的目的のために設置するものであること。

(2) のり敷又は路端寄りに道路の方向と平行に設けること。ただし、観光案内を目的とする場合は、この限りでない。

(3) 高さは2メートル以下、幅は2メートル以下、厚みは0.2メートル以下とすること。

(4) 支柱の直径又は一辺の長さは、0.15メートル以下とすること。

(防犯カメラ)

第11条の2 防犯カメラ(監視カメラを含む。)による占有については、第1条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会、町内会、自治会その他これらに準ずる団体が、地域における路上での犯罪防止及び抑止等公共目的のために設けるものであること。
- (2) 既設の街路灯、アーケードその他これらに準ずる占有物件に添加するものであること。この場合において、防犯カメラと添加元となる占有物件の設置管理者は、同一であること。ただし、添加元となる占有物件が存しない場合等で公益上これにより難しい場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラを設置していることを明示すること。
- (4) 防犯カメラに設置管理者の名称を表示すること。
- (5) 電線類地中化区間においては架空線を設けないこと。
- (6) 申請には設置に関する住民合意を示す書類及び管理運用規程を添付すること。

(地下埋設管)

第12条 路面下に設けられる水管、下水道管、ガス管(以上については本線を除く。)、電線その他これらに類するもの(以下「地下埋設管」という。)による占有については、第2条の規定によるほか次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地下埋設管の頂部と路面との距離は、1.2メートル以下としないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ道路に関する工事の実施上支障がないときはこの限りでない。
- (2) 法第36条に規定する水管、下水道管、ガス管及び電線の配置は、道路埋設物標準位置図(別図)によること。
- (3) 横断歩道、歩道乗入れ等の切下げ及びすり付け部分並びに歩車道境界工部分には、地下埋設管のための人孔等を設置しないこと。ただし、工事の実施上これにより難しいと認められるときはこの限りでない。

(日よけ)

第13条 日よけによる占有については、第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 支柱は、道路の区域内に設けてはならない。ただし、アーケードを撤去する占有者が設ける場合で、特にやむを得ないと認められるときはこの限りでない。
- (2) 道路の区域に1メートルを超えて突き出してはならない。
- (3) 車道における出幅が0.7メートル以下である場合及び歩道に突き出す場合の、日よけの最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とすること。
- (4) 車道における出幅が0.7メートルを超え1メートル以下である場合の、日よけの最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。
- (5) 側布をつり下げないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、夏季において仮設的に設ける日よけで、期間終了後は、構成材料の全部が撤去されるものについては、「アーケードの取扱について」（昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号。以下「アーケード通達」という。）によらなければならない。

（アーケード）

第14条 アーケードによる占有については、アーケード通達によらなければならない。

（地下街及び地下駐車場）

第15条 地下街及び地下駐車場による占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- （1） 地下街及び地下駐車場の構造並びに設備は、建築基準法、消防法、駐車場法その他の関係法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- （2） 地下街に隣接する公共の用に供される地下歩道（以下「公共地下歩道」という。）の有効幅員は、3.5メートル以上とすること。
- （3） 公共地下歩道に付随して設けられる広場に占有物件を設ける場合は、有効幅員が3.5メートル以上の通路を確保すること。
- （4） 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- （5） 公共地下歩道の天井下に占有物件を設置する場合は、床面と物件の最下部との距離は、2.5メートル以上とすること。

（地下防火水槽）

第16条 地下防火水槽による占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- （1） せん除長が一辺4メートル以上であるすみ切り部分に設けること。
- （2） 水槽の頂部と路面との距離は、2.25メートル以上とすること。ただし、道路の構造等により、これにより難いと認められ、かつ、他の占有物件に支障を及ぼさないときはこの限りでない。
- （3） 水槽の外寸は、長辺が8.5メートル以下、短辺が3メートル以下とすること。
- （4） 漏水しないものであること。

（地下通路（横断型））

第17条 地下通路による占有については、第2条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- （1） 多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- （2） 通行又は運搬以外の目的で使用しないこと。
- （3） 既存の占有物件又は公共、公益施設の整備計画等に支障を及ぼさないものであること。

- (4) 地下通路の構造及び設備は、消防法その他の関係法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- (5) 地下通路の占用の場所及び構造は、道路法施行規則第4条の4の3の規定に適合すること。
- (6) 地下通路内の床面と天井（天井に防災施設等を設けるとときはその最下部）との距離は、2.5メートル以上とすること。

（上空通路）

第18条 道路の上空に設ける通路による占用については、「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（平成30年7月11日国道利第8号）によるほか、路面に対してほぼ水平とし、連絡する施設間を最短距離で結ぶものでなければならない。

（出入り通路）

第19条 道路に出入りするために路端又はのり敷に設ける通路による占用については、第1条第2項、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 占有者の日常生活又は災害時の避難等のために、最小限必要なものであること。
- (2) 幅員は、人の通行の用に供するものにあつては、2メートル以下とし、自動車の通行の用に供するものにあつては、自動車が障害なく出入りするのに必要と認められる幅とすること。
- (3) 道路との取付部分には、段差を設けないこと。ただし、道路の構造等により、これにより難いと認められるときはこの限りでない。
- (4) 水路を横断して設置するときは、水路の断面積を現況より小さくしないこと。
- (5) 既設護岸を直接、橋台としないこと。
- (6) 通路の両側には、防護さく又は地覆等必要な安全施設を設けること。
- (7) 橋脚を設けないこと。ただし、技術上これにより難いと認められるときはこの限りでない。

（突き出し看板）

第20条 道路の区域内に突き出して設けられる看板による占用については、第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 掲出個数は、1店舗1路線について2個以内とすること。ただし、塩又は切手の販売店であることを表示する看板で、0.5平方メートル以下のものについてはこの限りでない。
- (2) 道路の区域に1メートルを超えて突き出してはならない。
- (3) 車道における出幅が0.7メートル以下である場合及び歩道に突き出す場合の突き出し看板の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とすること。
- (4) 車道における出幅が0.7メートルを超え1メートル以下である場合の突き出し看板の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。

(5) 板面を回転式としないこと。

(バス停留所標識)

第21条 バス停留所の標識による占用については、第1条（第1項第3号を除く。）及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) バス事業者が設けるものであること。

(2) 高さは3メートル以下とし、支柱の直径又は一辺の長さは0.1メートル以下とすること。

(3) 歩道においては埋込式とし、歩道及びのり敷を有しない道路においては、路面に固定しないこと。ただし、公益上これにより難いと認められるときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、照明式バス停留所標識による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定並びに「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 路面に固定すること。

(2) 配線は、地下に埋設すること。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(タクシー乗場標識)

第22条 タクシー乗場標識による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) タクシー事業者団体が設けるものであること。

(2) 歩道の車道寄りに設けること。

(3) 路面に固定すること。

(4) 高さは2メートル以下とし、幅は0.4メートル以下とすること。

(その他の標識)

第23条 標識（第21条及び前条に規定するもの並びに道路標識を除く。）による占用については、第1条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 次に掲げる施設のために設けるものであること。

ア 国又は地方公共団体が設置する施設

イ 駐車場法の規定による路外駐車場

ウ 鉄道事業法及び軌道法の規定による施設

エ 救急指定病院又は災害拠点病院

オ 防災危機管理に関する協定を締結している施設

カ 京都市地域防災計画（帰宅困難観光客避難誘導計画を含む。）における指定避難所、広域避難場所、避難救助拠点、指定緊急避難場所、緊急避難広場又は指定福祉避難所（以下「避難場所等」という。）

- (2) 標識は、電柱等に添加すること。ただし、これにより難いと認められるときは、支柱を地面に接して設けることができる。
- (3) 設置基数は、1施設につき2基以内とすること。ただし、国若しくは地方公共団体が設ける場合又は第1号カに該当する場合で、これにより難いと認められるときはこの限りでない。
- (4) 標識板の形状は、オーバーハング式又はポール式とする。ただし、これにより難いと認められるときはこの限りでない。
- (5) 標識板の大きさは、オーバーハング式の場合は、車道上にあつては、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下、歩道上にあつては、縦0.6メートル以下、横0.8メートル以下とし、ポール式の場合は、直径又は一辺の長さを0.6メートル以下とすること。
- (6) 標識板の支柱の中心線からの出幅は、オーバーハング式の場合は、車道上にあつては1.5メートル以下、歩道上にあつては1メートル以下とし、ポール式の場合は、0.3メートル以下とすること。ただし、オーバーハング式により、第1号カに規定する避難場所等の誘導標識板を歩道上に設けるときは、1.5メートル以下とすることができる。
- (7) ポール式の標識板については、第1条第1項第3号の規定にかかわらず、標識板（のり敷の上空にあるもの及びその部分を除く。）の最下部と路面との距離を、2メートル以上確保することにより歩道に設けることができる。
- (8) 支柱は、地面に固定すること。

2 前項の規定にかかわらず、地下鉄出入口の案内標識による占用については、「地下鉄出入口案内の標識の取扱いについて」（昭和44年10月28日道政発第60号）によらなければならない。

(幕)

第24条 道路の上空に設ける幕（旗ざお、連旗、バナーフラッグ等を含む。次条において同じ。）による占用については、第2条及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 次に掲げる業務等のため、一時的に設けるものであること。ただし、交通安全啓発等、継続的に設置する必要があると認められる場合は、常設することができる。

ア 国又は地方公共団体の所管業務

イ 学術、技芸、慈善その他の公益目的を有すると認められる行事等

ウ 伝統的な行事又は催事

- (2) 支柱は道路の区域内に設けないこと。ただし、公益上これにより難いと認められるときは、この限りでない。

- (3) 幕は、街路樹、市街灯、信号機、道路標識その他これらに類する施設に架設しないこと。ただし、市街灯にあっては、その効用を妨げない位置に架設するときは、この限りでない。
- (4) 幕は、落下、剥離等が生じないように、風圧、地震その他の外力に対する強度を有する設置方法とすること。
- (5) 幕の最下部と路面との距離は、車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上とすること。ただし、全体を架設元に密着させて設置するときは、この限りでない。

(商店会等に対する特例)

第24条の2 商店会又は地下街の管理者が行う幕による占用については、第2条、第3条及び前条第2号から第5号までの規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 定例的に行われる行事又は売出しのため、一時的に設けるものであること。ただし、商店街名、通り名等のみを表示し、行事や売出しとは直接関係がないものは、常設することができる。
- (2) 高架構造（横断歩道橋を含む。）に架設しないこと。
- (3) バナーフラッグを除き、道路の方向と平行に設置すること。ただし、次に掲げる場所にあっては、横断方向に設置することができる。
 - ア アーケード下
 - イ 商店街出入口の歩道上
 - ウ 商店街出入口の8メートル以下の幅員の道路上
 - エ 地下街に隣接する公共地下歩道及びこれに付随して設けられる広場

(こ道構台)

第25条 建築物等の工事に伴うこ道構台による占用については、第1条第1項第2号、同条第2項及び第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩道に設けられるものであること。
- (2) 柱の一方は歩道の車道寄りに、他の一方は道路の区域外又は板囲いの中に設けること。
- (3) こ道構台の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は、3メートル以上とすること。ただし、方づえを設ける場合は、方づえの下端と路面との距離を2.5メートル以上とすることができる。
- (4) 屋根は、路端側へ下りこう配を有すること。
- (5) 適当な照明施設を設けること。
- (6) 屋根の上に詰所等を設けないこと。ただし、公益上特にこれにより難いと認められるときはこの限りでない。

(工事用足場、板囲い及び落下物防護棚)

第26条 建築物等の工事に伴い、一時的に設ける足場、板囲い及び落下物防護棚による占有については、第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 足場及び板囲いの占有については、第1条第2項の規定によるほか、消火栓、マンホール等の操作に支障のないものであり、かつ、出幅は、次に掲げるところによらなければならない。ただし、道路又は建築物の状況等により、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

ア 歩道においては、1メートル以下で、かつ、有効幅員を1メートル以上確保すること。

イ 歩道又はのり敷を有しない道路においては、1メートル以下で、かつ、有効幅員を3メートル以上確保すること。

(2) 板囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。

(3) 落下物防護棚の占有については、第1条第1項第3号の規定によらなければならない。出幅は必要最小限とすること。

(仮設店舗等)

第27条 防火地域内における耐火建築物の建築を促進するための仮設店舗その他の仮設建築物による占有については、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日道発第190号)によらなければならない。

(高架下の事務所等)

第28条 高架の道路の路面下に設ける事務所等による占有については、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(平成21年1月26日国道利第18号)及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占有の取扱いについて(平成21年1月26日国道利第20号)」によらなければならない。

(自転車等駐車器具)

第29条 自転車等駐車器具による占有については、「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日付け国道利第32号)によらなければならない。ただし、自転車等駐車器具を設置しようとする箇所の違法駐車状況、道路構造、交通の状況等により、やむを得ないと認められる場合には、公安委員会の同意を得ることを条件に、同通達別紙により示された「自転車、原動機付き自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占有許可基準」を弾力的に運用できるものとする。

(歩行者利便増進施設等)

第30条 歩行者利便増進施設等の占有については、「京都市歩行者利便増進道路及び利便増進誘導区域の指定並びに道路占有に係る要綱」(令和4年1月20日建設局長決定)第3条第2号、第4条、第6条、第8条の規定によるものとし、当該規定に定めのない事項については、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等につい

て」(令和2年11月25日付け国道利第24号)第2の1から3によらなければならない。

附 則

この基準は、昭和60年10月1日から施行し、同日以後の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(昭和61年12月4日告示第187号)

この改正基準は、昭和62年1月1日から施行し、同日以後の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成元年3月30日告示第282号)

この改正基準は、平成元年4月1日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成4年3月5日告示第197号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成8年1月18日告示第285号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成22年2月17日告示第427号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用します。

附 則(平成23年10月31日告示第282号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成24年2月20日告示第412号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成25年4月8日告示第70号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。ただし、第1条第1項の改正規定は平成25年4月1日に施行する。

附 則(平成26年3月5日告示第528号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成26年5月28日告示第159号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則(平成26年10月21日告示第351号)

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（平成 26 年 12 月 5 日告示第 436 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 12 日告示第 208 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日告示第 663 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 667 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日告示第 645 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 651 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 25 日告示第 541 号）

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

別図（第 12 条関係）

道路埋設物標準位置図

（単位 センチメートル）

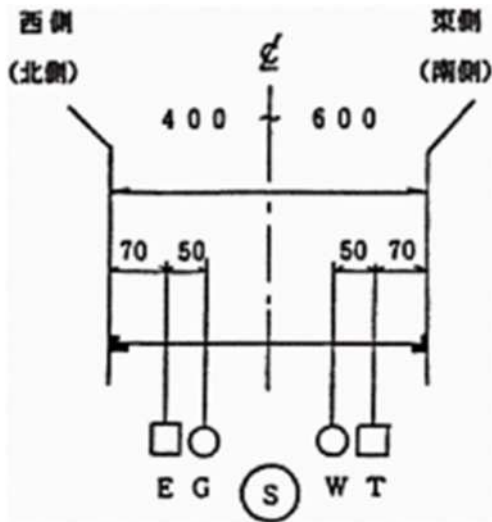
道路の形態		道路の幅員	図
歩道を有しない道路		4メートル以上6メートル未満	第1図
		6メートル以上8メートル未満	第2図
		8メートル以上	第3図
歩道を有する道路	片側歩道	9メートル未満	第4図
		9メートル以上	第5図
	両側歩道	歩道 2メートル未満	第6図
		歩道 2メートル以上2.5メートル未満	第7図

	部 分	2.5メートル以上3メートル未満	第8図
		3メートル以上4メートル未満	第9図
		4メートル以上5メートル未満	第10図
		5メートル以上	第11図
	車 道 部 分	9メートル未満	第12図
		9メートル以上11メートル未満	第13図
		11メートル以上15メートル未満	第14図
		15メートル以上	第15図

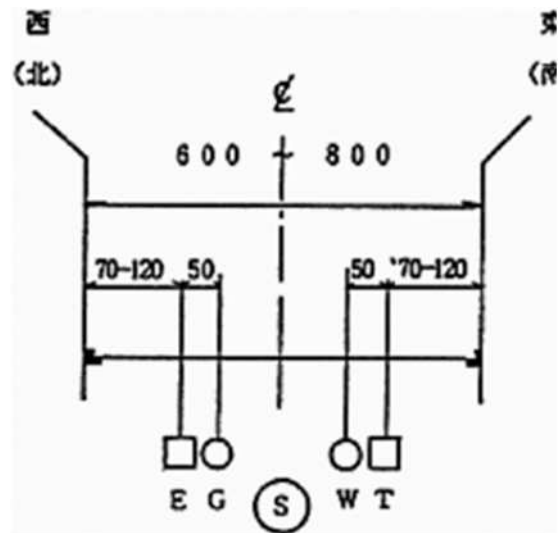
略号の名称

略号	名称
S	下水道管
G	ガス管
W	上水道管
T	通信用電らん
E	配電用電らん
⊘	道路中央線

第1図

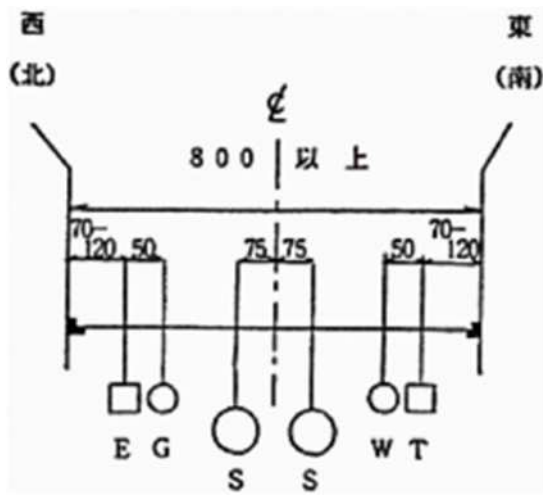


第2図

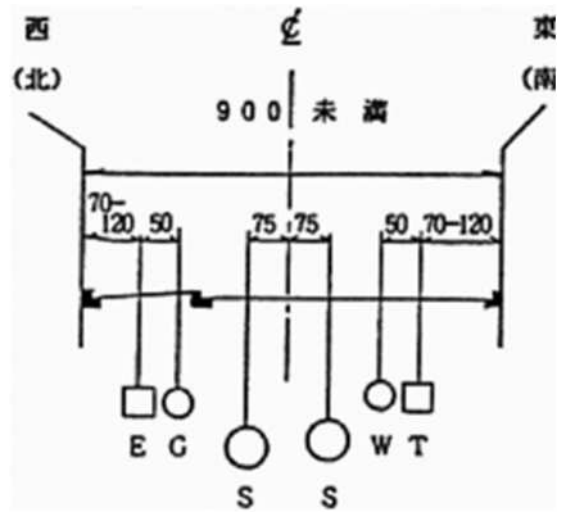


第3図

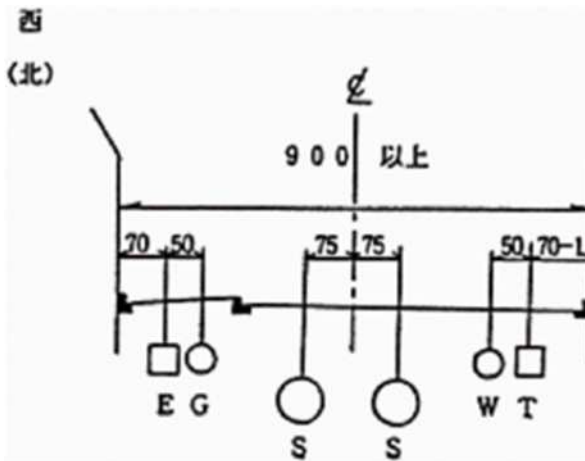
第4図



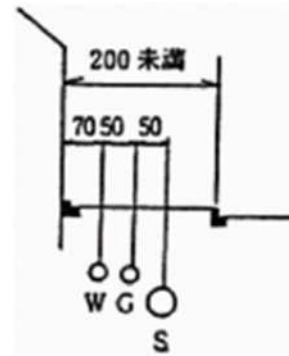
第5図



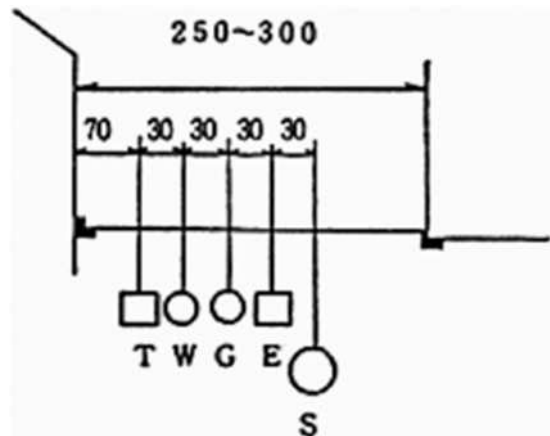
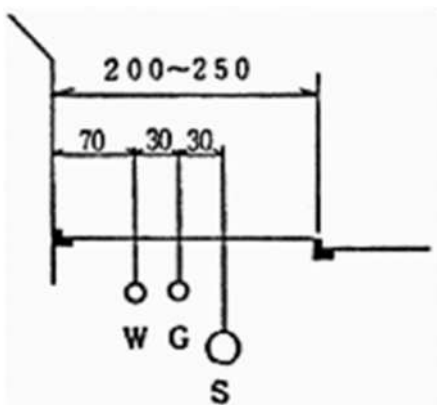
第6図



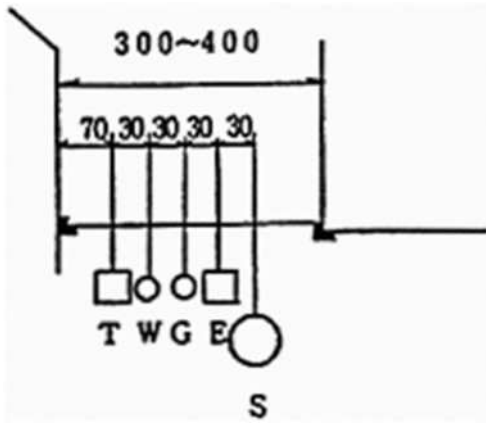
第7図



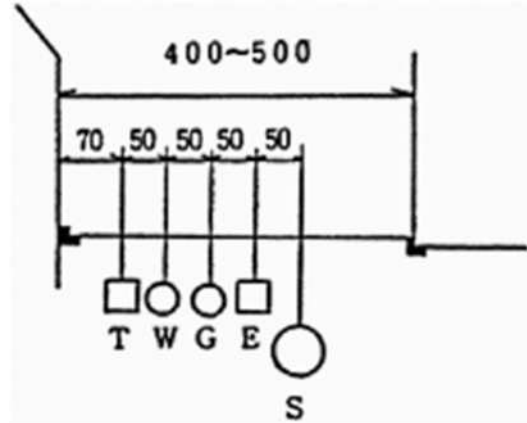
第8図



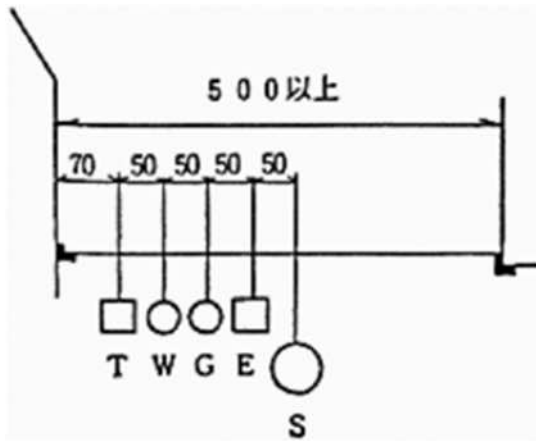
第9図



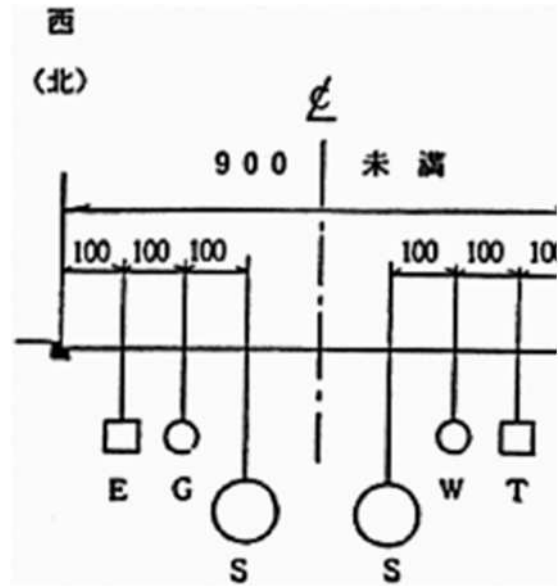
第10図



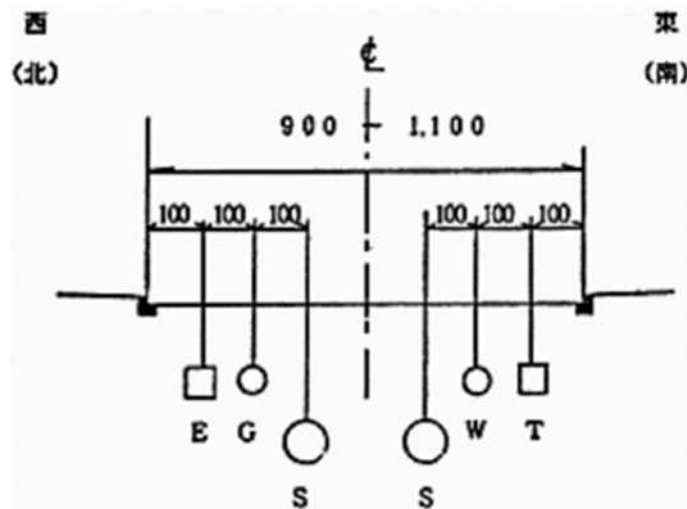
第11図



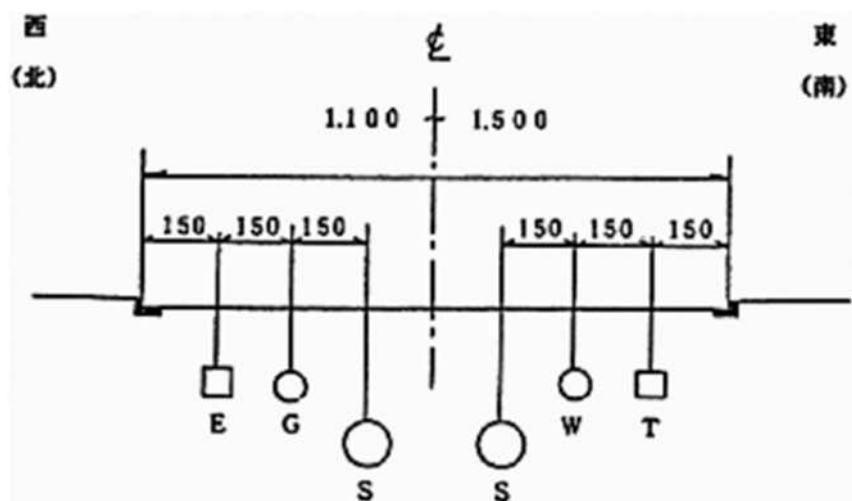
第12図



第13図



第 14 図



第 15 図

